

第 1 章 特定道路土工構造物定期点検業務積算基準

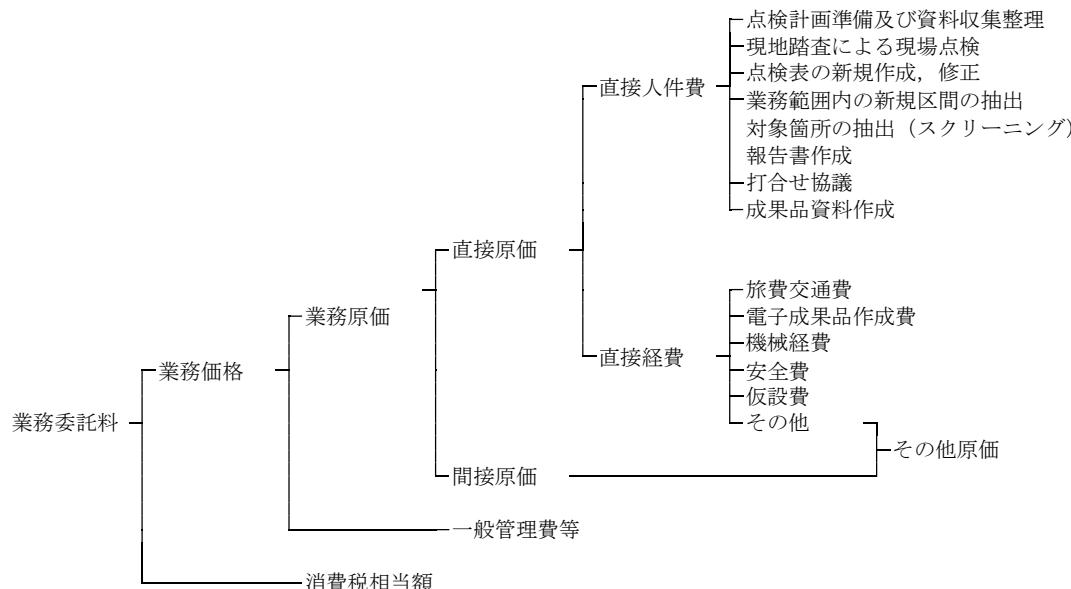
第1節 特定道路土工構造物定期点検業務積算基準

1-1 適用範囲

この積算基準は、「道路土工構造物点検要領（平成 30 年 5 月）道路整備課」（以下「土工点検要領」という。）に基づき実施する特定道路土工構造物の定期点検業務に適用する。

1-2 業務委託料

1-2-1 業務委託料の構成



1-2-2 業務委託料の構成費目の内容

(1) 直接原価

1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する技術者的人件費とする。

2) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、安全管理を目的とし、点検に当たり常に適切な交通規制設備、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。

- e 仮設費

仮設費は、梯子などを用いることとするが、点検用の足場が単独で必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。

3) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

(2) 間接原価

間接原価は、「土木設計業務等積算基準」による。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、「土木設計業務等積算基準」による。

1-3 業務委託料の積算

「土木設計業務等積算基準」による。

なお、安全費については「3-3 安全費」により計上すること。

1-4 業務内容

1-4-1 業務内容

(1) 点検計画準備及び資料収集整理

業務箇所・内容等を踏まえ、業務計画書の作成を行う。また、業務に必要な関連資料等の収集整理を行う。

(2) 現場踏査による現場点検

「土工点検要領」に基づき、点検箇所の現地踏査を行う。

(3) 点検記録表（特定道路土工構造物）の新規作成

「土工点検要領」に基づき、特定道路土工構造物に該当する箇所について、点検記録表の新規作成を行う。

(4) 点検記録表（特定道路土工構造物）の修正

「土工点検要領」に基づき、点検記録表の修正を行う。

(5) 業務範囲内の新規区間の抽出

業務実施路線を対象に、新たに点検が必要と判明した区間を抽出する。

(6) 対象箇所の抽出（スクリーニング）

(5)で抽出された区間について、「土工点検要領」に基づき、点検対象箇所の絞込みを行う。

(7) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

(8) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

1) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、点検に必要な資料等の貸与を行う。

2) 中間打合せ

現地踏査による現場点検時終了時等の区切りにおいて、必要回数を計上する。

3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

第2節 電子成果品作成費

「土木設計業務等積算基準書」による。

第3節 道路法面点検業務標準歩掛

3-1 標準歩掛

3-1-1 点検計画準備及び資料収集整理

区分	職種	直接人件費						(1箇所当たり)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
点検計画準備及び資料収集整理						0.1		0.1

3-1-2 現地踏査による現場点検

区分	職種	直接人件費						(1箇所当たり)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
現地踏査による現場点検					0.05		0.3	0.3

3-1-3 点検記録表（特定道路土工構造物）の新規作成

区分	職種	直接人件費						(1箇所当たり)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
点検記録表（特定道路土工構造物）の新規作成					0.05		0.14	0.14

3-1-4 点検記録表（特定道路土工構造物）の修正

区分	職種	直接人件費						(1箇所当たり)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
点検記録表（特定道路土工構造物）の修正							0.1	0.1

3-1-5 業務範囲内の新規区間の抽出

区分	職種	直接人件費						(10km当たり)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
業務範囲内の新規区間の抽出						0.5		0.5

3-1-6 対象箇所の抽出（スクリーニング）

区分	職種	直接人件費						(10km当たり)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
3-1-6 対象箇所の抽出（スクリーニング）					2.0		2.0	

3-1-7 報告書作成

区分	職種	直接人件費						(10箇所当たり)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
報告書作成						0.5		0.5

3-1-8 打合せ協議

(1 業務当り)

区分	職種	直接人件費					
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)
打合せ協議	着手時			0.5	0.5	0.5	
	中間打合せ			0.5	0.5	0.5	
	成果品納入時			0.5	0.5	0.5	

- (注) 1. 打合せには、打合せ議事録の作成及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。
 2. 中間打合せの回数は、必要回数（1回を標準）を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

3-2 旅費交通費

通勤日数については、打合せ協議回数+現地踏査日数とする。

なお、通勤日数の算出に当たり、端数が生じた場合は、小数第1位以下を切り上げるものとする。

(1) 打合せ協議回数

打合せ協議回数は、着手時、成果品納入時の各1回に中間打合せ回数を加えた合計回数とする。

3-3 安全費

点検において、交通誘導員等を要する場合は、費用を計上する。

3-3-1 交通誘導員

点検車を使用する場合は、車両前後に交通誘導員を1名ずつ配置することを基本とする。ただし、現地状況、関係機関との協議の結果等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。